

陳 情 書

平成 19 年 9 月 7 日

厚 生 労 働 大 臣
舩添 要一 殿

社団法人 日本産科婦人科学会

理事長 吉村 泰典

社団法人 日本産婦人科医会

会 長 寺尾 俊樹



わが国の産科・周産期医療体制が危機的状況にあることは既にご存知の通りですが、この状況を一刻も早く改善に向かわせるため、日本産科婦人科学会は、平成 19 年 7 月 9 日付で前厚生労働大臣に「産科医療提供体制の危機的状況を打開するための緊急対策に関する陳情書」を提出し、早急な対応を要望したところであります。一方、政府からは同年 8 月 30 日付で厚生労働省・総務省・文部科学省より「地域医療に関する関係省庁連絡会議」の資料が公表され、「緊急医師確保対策」の具体的な取組みが示されました。その内容を踏まえ、本会は、わが国の産科医療を担う専門家団体として、以下の更なる追加提言を行うと共に、政府の今後の施策に反映して頂くことを強く要望する次第であります。

● 産科救急医療体制の整備について：

- 産科救急医療体制における一次医療機関の重要性を見直し、その役割を明確にした上で、すべての産婦人科医療機関がその機能を発揮できる体制の整備を行うこと

● 産婦人科医師不足問題への対策について：

◇ 新規の産婦人科医師の確保と育成を促進するのみでなく、現在産婦人科医師である者が意欲を持って現勤務を継続できる環境を整備すること

- 勤務内容を適正に評価し、過重な労働に対して相応の処遇を行うこと
- 医師の勤務条件の改善を各病院が積極的に行うことを促進する施策をとること
- 産科補償制度を成立させ、産科医師を不必要な心身の負担から解放し、患者との信頼関係を確保しつつ正しい医療が行える環境を醸成すること

補 足 説 明

● 産科救急医療体制の整備について：

➤ 産科救急医療体制における一次医療機関の重要性を見直し、その役割を明確にした上で、すべての産婦人科医療機関がその機能を発揮できる体制の整備を行うこと

- ◇ 現行の周産期医療対策事業は、産科一次医療機関が多数存在していた10年以上前に構想されており、一次医療機関が機能していることを前提として、主として高次周産期救急疾患への体制整備を目的として策定されている。このため、各地域における二次三次周産期救急に関する整備については深く検討され、対策が盛られているが、産婦人科一次救急や、未受診妊婦への対応については全く検討されていない。産科一次二次医療機関の急速な減少と診療能力の低下が認められる地域が増加している現時点においては、新たに一次医療機関を含む総合的な対策が必要となっている。
- ◇ 周産期医療対策事業の見直しについては、既に本学会から要望を提出しているが、それに加えて、一次医療体制の充実のための体制整備が緊急に必要と考えられる。
- ◇ 新たに策定される必要がある総合的な対策においては、未受診妊婦を含む産婦人科一次救急症例への対応が、各地域において明確に規定される必要がある。

● 産婦人科医師不足問題への対策について：医師の絶対数が不足・減少傾向を示している診療領域において、医療提供体制を確保するためには、医療の中心的な役割を果たす現場の医師がその能力を最大限に発揮すること、そしてその状況が持続可能な体制を整備することが必要不可欠である。わが国の産科医療の現状を考慮すれば、今、分娩の現場にいる医師がその場に積極的にとどまって、その能力を十分に発揮することが、最重要の緊急課題であり、そのための実効性のある諸施策を実行しつつ、同時に、新規専攻者の増加をはかり、中長期的に安定的な医療提供が可能な医療リソースを確保するための施策を行う必要がある。

➤ 勤務内容を適正に評価し、過重な労働に対して相応の処遇を行うこと

- ◇ 産婦人科においては、地域医療を担う病院が担当する必要のある診療の量は、医師の多寡によらず、その地域の住民数や分娩数によって決まる。すなわち、「医師不足が深刻な病院」においては、医師不足自体の解消が短期的に困難であるとすれば、そこで「現に勤務している医師」に過重となっている勤務内容を適正に評価し、それに応じた処遇を行うことこそが、医師の継続的就労を促し、緊急的対策として必要不可欠である。

- ◇ それなしには医師は早晚、現場を離れていく。新人の養成も極めて重要だが、現に勤務している知識と技術と経験を有する医師を失うことのダメージは極めて大きいし、そのダメージを解消するには長い時間がかかる。

➤ 医師の勤務条件の改善を各病院が積極的に行うことを促進する施策をとること

- ◇ 院内保育、病児保育、24 時間保育等、24 時間体制で勤務する医療従事者を支援する体制を整備することは病院管理者の責任であることを明確にすること。希望する医師の子女に関しては100%受け入れ可能な体制が整備される必要がある。またそのような体制整備が、研修施設等の施設要件とされるべきである。積極的に導入している病院には優遇措置をとる等の対策により、勤務条件の改善を各病院が積極的に推進するよう指導するべきである。
- ◇ 「当直後の継続的勤務等の過酷な勤務体制を維持している病院」や「出産育児休業を取得する女性医師の代替要員の雇用を許可しない病院」に対して、勤務条件の緩和を各病院が積極的に推進するよう、行政上の指導が行われるべきである。また逆に、そのような努力を実際に行っている病院に対しては、診療報酬上の優遇措置を含め、その努力を評価することが重要である。
- ◇ 交代勤務制を実現するためには、医療機関の集約化を積極的に推進する必要がある。
 - 交代勤務制導入支援のための補助事業等の拡充が示されているが、交代制の導入を検討可能な施設は多くの医師のいるごくわずかな病院に過ぎない。今医療崩壊に陥っているのは、そのようないわゆる「勝ち組」病院ではなく、医師の絶対数が少ないため交代制の導入などは検討すらできない施設なのであって、このような施策は医師全体としての勤務条件の改善にはつながるかもしれないが、医療提供体制の確保には全く有効でないと考えられる。「勝ち組」病院へのさらなる医師集中を招く可能性すら存在する。
 - 交代勤務制の実現には、まず先行的、かつ政策的な集約化が行われなければならない。
- ◇ 不足している医師が必要不可欠な業務に専念できる体制を整備すること
 - 医療秘書業務にかかる経費が診療報酬にきちんと反映されること。
 - 医師自身が行う必要のある管理業務を適切に評価し、それを業務として正当に評価すること。

➤ 産科補償制度を成立させ、産科医師を不必要な心身の負担から解放し、患者との信頼関係を確保しつつ正しい医療が行える環境を醸成すること

- ◇ 産科医療において紛争事例、訴訟事例が他の診療分野と比較して多いのは、多くの先進国が共通に抱えている問題であり、産科という診療分野における偶発事象が、頻度こそ高くないものの結果が重篤で、予測困難な状況で不可避免的に発生するという特性をもっていることによる。このため産科を専攻す

る医師が減少していることも各国に共通の問題であり、既に無過失補償制度が導入されている国もある。従って、無過失補償制度を産科で先行して整備されることには必然性があると考えられる。今回の導入によってその有効性が確認されることにより、他の診療分野への拡大も視野に入れることが可能になる。

- ✧ 無過失補償制度の考え方は、本来、過失の有無を問うことなく、医療関連有害事象に遭遇した患者を救済し、それとは別に過失の有無や責任の所在を検討し、再発を予防する対策を検討する、というものである。現在検討されているのは、成熟児の原因不明の脳性麻痺を対象としているが、無過失補償制度では、過失の有無に関わらずに対象とされるべきであること、対象疾患が今後拡大されていく可能性があることを考慮して制度設計がなされるべきである。
- ✧ 無過失補償制度は、原因究明機構や裁判外紛争処理機構等の医療関連有害事象対策と連携することによって、その有効性が格段に増すと考えられる。それらの制度整備を同時に迅速に実施することが必要である。

平成 19 年 9 月 7 日

厚生労働大臣

舛添 要一 殿

社団法人 日本産科婦人科学会

理事長 吉村 泰典

産婦人科医療提供体制検討委員会

委員長 海野 信也



政府・与党の緊急医師確保対策への意見

緊急医師確保対策の要旨は下記の通りとなっています。ここで挙げられている対策は医療全体の危機への対策となっていると考えられ、この対策が実施される場合には診療科の特殊性により、よりきめ細かい対策が検討される必要があります。産婦人科専門医を養成する立場にある日本産科婦人科学会として、産婦人科の特殊性と現状を考察した上で、各項に対して意見を述べさせていただきます。特に対策案のうち、2、3、5の項目については、産婦人科にとって重要性が高いと考えられますので、実効性のある具体策を強く要望いたします。

政府・与党の緊急医師確保対策 要旨

1. 医師不足地域に対する国レベルの緊急臨時的医師派遣システムの構築
 - 医師不足地域に対し、都道府県からの求めに応じ、国レベルで緊急臨時的な医師の派遣を行う体制を整備する。上記の実施に伴い、規制緩和等の所要の措置を講じる。
2. 病院勤務医の過重労働を解消するための勤務環境の整備等
 - 病院勤務医の過重労働を解消するため、交代勤務制など医師の働きやすい勤務環境の整備、医師、看護師等の業務分担の見直し、助産師や医療補助者等の活用を図る。また、特に勤務が過重で、深刻な医師不足の現状にある地域医療を支える病院への支援を充実する。さらに、一次救急を含めて地域医療を担う総合医の在り方について検討する。
3. 女性医師等の働きやすい職場環境の整備
 - 出産や育児による医師等の離職を防止し、復職を促すため、院内保育所の整備など女性の働きやすい職場環境の整備を図るとともに、女性医師の復職のための研修等を実施する病院等への支援や女性医師バンクの体制を充実する。
4. 研修医の都市への集中の是正のための臨床研修病院の定員の見直し等
 - 大学病院を含む医師臨床研修病院の臨床研修制度の在り方や定員の見直し等を行うことにより、都市部の病院への研修医の集中の是正に取り組む。また、臨床研修後の専門医に向けた研修の在り方についても、地域医療への従事や医師派遣の仕組みと関連付けて検討する。
5. 医療リスクに対する支援体制の整備
 - 産科補償制度の早期実現や、診療行為に係る死因究明制度(医療事故調査会)の構築など、医療リスクに対する支援体制を整備する。
6. 医師不足地域や診療科で勤務する医師の養成の推進
 - 地域や特定の診療科で医師が不足している現状に対応し、奨学金を活用して都道府県が定める地域や診療科に確実に医師が配置できるための医師養成数の緊急臨時的な増加を行う。さらに、地域の医療に従事する医師数の増加を図るため、医学部における地域枠の拡充を図るとともに、医師養成総数が少ない県においては、医師の養成数を増加させる。また、臨床医を養成する医育機関の在り方についても検討する。

本会の意見

1、医師不足地域に対する国レベルの緊急臨時的医師派遣システムの構築

- 産婦人科医の緊急臨時的確保が求められる状況と想定すると、地域の産科医療を担ってきた医療機関が、産婦人科専門医が不在となることによって分娩取扱を縮小ないし中止しなければならない場合(そのような事例は既に多発しているが)が考えられる。その場合、派遣される医師は、管理的能力を求められるばかりでなく、実際に24時間体制の分娩の現場で診療にあたるが必要になる。
- 検討されるべき課題：
 - 国立病院等の派遣元となる産婦人科がその施設の診療の規模に相当する産婦人科専門医を現に雇用しているかどうかという問題
 - 「定年直後の医師」にそのような過酷な状況での勤務を現実的に要請可能かという問題
 - ◇ どの程度の条件を提示できるかという問題：
 - 即戦力となる「定年直後の医師」は他の医療機関からも引っ張りだこになっている現状を理解する必要がある。
 - 地方病院においては既に、相当な好条件を提示しても全く希望者がいない、という現状で、どのように派遣する医師のプールを作るのか
- この対策は、産婦人科医の不足への対応としては、根本的な解決策とはならないと考えられる。
- むしろ、専門的技能を有する医師が、必要とされる医療現場で最大限にその能力を発揮するためには、公務員である医師の兼業禁止規定を見直すことの方が、即効性があると考えられる。

2、病院勤務医の過重労働を解消するための勤務環境の整備等

- 産婦人科という診療科は多数の病院に分散して少ない医師で診療を行っているため、交代勤務制を実現するためには、まず相当な集約化を実現しなければならない。現時点では、産婦人科では全く非現実的である。しかし、その方向で病院の体制の整備が今後ねばり強く行われることを強く要望する。
- 医師の業務内容を見直し、激増している医療以外の管理業務や事務的な業務負担を軽減することは、きわめて重要であり即効性がある。しかし、このような業務負担の軽減のために必要なのは看護師・助産師ではなく、医療秘書のような職種の人材である。医療秘書業務にかかる経費が診療報酬にきちんと反映されることを要望する。
- 医療行為があくまでも医師の責任において行われる以上、医師自身が行う必要のある管理業務が存在し、医療安全対策上もその重要性が増大していることも確かである。従って、そのような業務負担を正當に評価するという対応も必要である。
- 医師の分娩業務対応の緩和をはかる目的で院内助産等を導入したとしても、異常分娩対応を24時間体制で行う、ということは全く変わりがない。従って、これも集約化を実現した後でなければ、過重労働解消にはつながらない。また、産科医療において重要な役割を果たす現場の助産師が絶対的に不足している現状を、十分に認識した上で、具体策を検討する必要がある。

- 医師不足が深刻な病院で、最も負担がかかっているのは不足した状態で勤務を続けている医師自身である。そして、医師不足のために診療規模の縮小が不可避的に起こり、病院経営自体が危機に瀕することになっているのが地方の病院の実態である。
- 産婦人科においては、地域医療を担う病院が担当する必要がある診療の量は、医師の多寡によらず、その地域の住民数や分娩数によって決まる。すなわち、「医師不足が深刻な病院」においては、医師不足自体の解消が困難であるとすれば、そこで「現に勤務している医師」に過重となっている勤務内容を適正に評価し、それに応じた処遇を行うことこそが、医師の継続的就労を促し、緊急的対策として必要であり、また効果が期待できると考えられる。
- 多くの病院では、過酷な勤務が続き、しかもそれに対する正当な評価がなされていない。それが第一線の医師が臨床現場から離脱する最大の原因である。そして同僚が一人でも退職すると、現場の状況はさらに過酷なものとなり、退職の連鎖を引き起こすことになる。それが、多発している地域基幹病院からの産婦人科の撤退の実態である。早急に抜本的な改革がなされないと、新規専攻者を育成する現場の指導医不足により、産婦人科臨床医の養成そのものが不可能になってしまう。

3、女性医師等の働きやすい職場環境の整備

- 院内保育、病児保育、24時間保育等、24時間体制で勤務する医療従事者を支援する体制を整備することは病院管理者の責任であることが明確にされ、希望する医師の子女に関しては100%受け入れ可能な体制が整備される必要がある。またそのような体制整備が、研修施設等の施設要件とされるべきである。積極的に導入している病院には優遇措置をとる等の対策により、勤務条件の改善を各病院が積極的に推進するよう指導するべきである。
- 「当直後の継続的勤務等の過酷な勤務体制を維持している病院」や「出産育児休業を取得する女性医師の代替要員の雇用を許可しない病院」に対しては強い行政指導を行う等の対策により、勤務条件の緩和を各病院が積極的に推進するよう指導するべきであると考えられる。また逆に、そのような努力を実際に行っている病院に対しては、診療報酬上の優遇措置を含め、その努力を評価することが重要である。

4、研修医の都市への集中の是正のための臨床研修病院の定員の見直し等

- 初期臨床研修医の大都市部への集中という現象の一因は、この制度が、研修医定員の妥当性についての客観的な検証を欠いた状態で施行されたこと、研修内容について研修医自身が知り得ない時点で、志望病院をきめなければならないマッチングシステムが導入されたことにある。
- 今の地方病院の医師不足は「研修医不足」ではないという点、むしろ各病院で専門医および後期研修医が不足していることが喫緊の問題となっていることを考える必要がある。単純に、大都市病院の研修医定員を絞るだけでは、地方病院の危機は解消しない。むしろ、各地域に存在する専門医研修を実際におこなうことが可能な施設に、研修医が配置される必要がある。地方病院には、そのような地域の基幹教育研修施設で研修した専門医が適切に配置されていくよう指導していく必要がある。
- 従って「定員の見直し」は、各地域および各医療機関における専門領域の教育研修機能の現状を適切に評価した上でなされる必要がある。

5、医療リスクに対する支援体制の整備

- 産科医療において紛争事例、訴訟事例が他の診療分野と比較して多いのは、多くの先進国が共通に抱えている問題であり、産科という診療分野における偶発事象が、頻度こそ高くないものの結果が重篤で、予測困難な状況で不可避免的に発生するという特性をもっていることによる。このため産科を専攻する医師が減少していることも各国に共通の問題であり、既に無過失補償制度が導入されている国もある。従って、無過失補償制度を産科で先行して整備されることには必然性があると考えられる。今回の導入によってその有効性が確認されることにより、他の診療分野への拡大も視野に入れることが可能になる。
- 無過失補償制度の考え方は、本来、過失の有無を問うことなく、医療関連有害事象に遭遇した患者を救済し、それとは別に過失の有無や責任の所在を検討し、再発を予防する対策を検討する、というものである。現在検討されているのは、成熟児の原因不明の脳性麻痺を対象としているが、無過失補償制度では、過失の有無に関わらずに対象とされるべきであること、対象疾患が今後拡大されていく可能性があることを考慮して制度設計がなされるべきである。
- 無過失補償制度は、原因究明機構や裁判外紛争処理機構等の医療関連有害事象対策と連携することによって、その有効性が格段に増すと考えられる。それらの制度整備を同時に迅速に実施することが必要である。

6、医師不足地域や診療科で勤務する医師の養成の推進

- 「診療科枠」「地域枠」を設けることによって、中期的にはその診療科・地域に勤務する医師は増加することが期待できる。しかし、その医師が義務年限を超えて仕事を継続するかどうかは、今問題となっている診療科間、地域間の勤務条件の格差や適切な評価がなされないこと等が解決することが前提となる。
- 他の対策についても言えることだが、緊急臨時的な増加策が、その地域・診療科にとって継続的な効果をもつためには、緊急対策をとっている間に抜本的な解決策が同時にすすめられなければならないことは明らかである。今回の対策にはその点での検討が十分に含まれているとは言い難いと考えられる。